

高知市介護保険施設等監査要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市長が介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第76条、第76条の2、第77条、第78条の7、第78条の9、第78条の10、第83条、第83条の2、第84条、第90条、第91条の2、第92条、第100条、第103条、第104条、第114条の2、第114条の5、第114条の6、第115条の7から第115条の9まで、第115条の17から第115条の19まで及び第115条の27から第115条の29までの規定に基づき、次条に規定する者に対して行う介護給付又は予防給付（以下「介護給付等」という。）に係る居宅サービス等（以下「介護給付等対象サービス」という。）の内容及び介護給付等に係る費用（以下「介護報酬」という。）の請求に関して行う監査に関する基本的事項を定めることにより、介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的とする。

(監査の対象)

第2条 介護給付等対象サービスの内容及び介護報酬の請求における監査の対象となる者は、指定居宅サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定居宅サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下「指定居宅サービス事業者等」という。）、指定地域密着型サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定地域密着型サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下「指定地域密着型サービス事業者等」という。）、指定居宅介護支援事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定居宅介護支援事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下「指定居宅介護支援事業者等」という。）、指定介護老人福祉施設若しくは指定介護老人福祉施設の開設者若しくはその長その他の従業者又は指定介護老人福祉施設の開設者若しくはその長その他の従業者であった者（以下「指定介護老人福祉施設開設者等」という。）、介護老人保健施設の開設者、介護老人保健施設の管理者又は医師その他の従業者（以下「介護老人保健施設開設者等」という。）、介護医療院の開設者、介護医療院の管理者又は医師その他の従業者（以下「介護医療院開設者等」という。）、指定介護予防サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定介護予防サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下「指定介護予防サービス事業者等」という。）、指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定地域密着型介護予防サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下「指定地域密着型介護予防サービス事業者等」という。）及び指定介護予防支援事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定介護予防支援事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下「指定介護予防支援事業者等」という。）とする。

(監査方針)

第3条 監査は、指定居宅サービス事業者等、指定地域密着型サービス事業者等、指定居宅介護支援事業者等、指定介護老人福祉施設開設者等、介護老人保健施設開設者等、介護医療院開設者等、指定介護予防サービス事業者等、指定地域密着型介護予防サービス事業者等及び指定介護予防支援事業者等（以下「介護保険施設等」という。）の介護給付等対象サービスの内容及び介護報酬の請求について、次に掲げる場合において、市長が、当該介護保険施設等に対し報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該介護保険施設等に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査を行い、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを主眼とする。

- (1) 本市の条例で定める介護保険施設等の事業の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準に従っていないと認められる場合又はその疑いがあると認められる場合
- (2) 介護報酬の請求について不正を行っているとして認められる場合又はその疑いがあると認められる場合
- (3) 不正の手段により指定等を受けていると認められる場合又はその疑いがあると認められる場合（以下「指定基準違反等」という。）
- (4) 介護給付等対象サービスの利用者又は入所者若しくは入居者（以下「利用者等」という。）について高齢

者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。）に基づき市長が虐待を認定した場合又は高齢者虐待等により利用者等の生命若しくは身体の安全に危害を及ぼしている疑いがあると認められる場合（以下「人格尊重義務違反」という。）

（監査対象となる介護保険施設等の選定基準）

第4条 監査は、次に掲げる情報から指定基準違反等又は人格尊重義務違反の確認について必要と認められる場合に行うものとする。

(1) 要確認情報

ア 通報、苦情、相談等に基づく情報

イ 利用者等について高齢者虐待防止法に基づき市長が虐待を認定した場合又は高齢者虐待等により利用者等の生命若しくは身体の安全に危害を及ぼしている疑いがあると認められる情報

ウ 国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）、地域包括支援センター等へ寄せられる苦情

エ 連合会又は保険者からの通報情報

オ 介護給付適正化システムの分析により特異傾向を示す介護保険施設等

カ 法第115条の35第4項の規定に該当する報告の拒否等に関する情報

(2) 法第23条又は第24条の規定に基づき行った指導により、市町村長等が介護保険施設等において認めた（その疑いがある場合を含む。）指定基準違反等及び人格尊重義務違反

(3) 運営指導を正当な理由なく拒否した情報

（監査方法等）

第5条 市長は、指定基準違反等又は人格尊重義務違反の確認について必要があると認めるときは、介護保険施設等に対し、報告若しくは帳簿書類等の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該介護保険施設等の当該指定に係る事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査（以下「実地検査等」という。）を行うものとする。この場合において、市長が必要と認めるときは、介護給付費請求書による書面調査を行い、又は保険給付を受けた要介護者及び要支援者等（以下「要介護者等」という。）に対して実地調査を行うものとする。

2 市長は、前条の規定により監査対象となる介護保険施設等を決定したときは、次に掲げる事項を文書により、監査開始時に通知する。ただし、法第23条の規定により運営指導を実施中に監査に移行した場合は、口頭により当該事項を含め監査を実施する旨通告する。

(1) 監査の根拠規定

(2) 監査の日時及び場所

(3) 監査担当者

(4) 監査対象介護保険施設等の出席者（役職名等で可）

(5) 準備すべき書類

(6) 虚偽の報告又は答弁、検査忌避等に関する罰則規定

3 市長は、監査に当たっては、監査対象となる介護保険施設等又はこれに代わる者の出席を求めるものとし、必要に応じて介護給付等対象サービスの担当者、介護報酬請求の担当者又は関係者の出席を求めるものとする。

4 監査担当者は、監査終了後、監査調書を作成するものとする。

（監査結果の通知等）

第6条 市長は、監査の結果、改善勧告に至らない軽微な改善を要すると認められた事項については、対象となった介護保険施設等に対して、後日文書によってその旨の通知を行うものとする。

2 前項の場合において、市長は、当該介護保険施設等に対して、文書で通知した事項について、文書により報告を求めるものとする。

（高知県との連携等）

第7条 市長は、介護保険施設等に対し、次条第1項の規定による措置を行う場合には、事前に高知県知事に情報提供を行うものとする。

(行政上の措置)

第8条 市長は、監査の結果、指定基準違反等又は人格尊重義務違反が認められた場合には、法第5章に掲げる「勧告、命令等」、「指定の取消し等」、「設備の使用制限等」、「変更命令」、「業務運営の勧告、命令等」、「許可の取消し等」の規定に基づき行政上の措置を採るものとする。

2 介護保険施設等（介護老人保健施設開設者等、介護医療院開設者等を除く。以下第3項及び第4項について同じ。）に指定基準違反等（介護報酬の請求に関することを除く。）の事実が確認された場合、当該介護保険施設等に対し、期限を定めて、文書により基準の遵守等の措置をとるべきことを勧告することができるほか、当該期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。なお、勧告した場合は、当該介護保険施設等に対し期限内に文書によりとった措置について報告を求める。

3 市長は、介護保険施設等が、正当な理由なく、その勧告に係る措置をとらなかったときは、当該介護保険施設等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令することができるほか、命令をした場合には、その旨を公示しなければならない。なお、命令した場合は、当該介護保険施設等に対し期限内に文書によりとった措置について報告を求める。

4 市長は、指定基準違反等又は人格尊重義務違反の内容等が、法第77条第1項各号、第78条の10各号、第84条第1項各号、第92条第1項各号、第115条の9第1項各号、第115条の19各号及び第115条の29各号のいずれかに該当する場合においては、当該介護保険施設等に係る指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力の停止（以下「指定の取消等」という。）をすることができる。

5 介護老人保健施設又は介護医療院が、療養室等の設備や条例で定める施設を有しなくなったとき、又は設備及び運営に関する基準に適合しなくなったときは、当該施設の開設者に対し、期間を定めて、その全部若しくは一部の使用を制限し、若しくは禁止し、又は期限を定めて、修繕若しくは改築を命ずることができる。

6 介護老人保健施設又は介護医療院に係る施設の管理者が当該施設の管理者として不適当であると認めるときは、当該施設の開設者に対し、期限を定めて、当該施設の管理者の変更を命ずることができる。

7 介護老人保健施設又は介護医療院において基準違反の事実が確認された場合、当該施設の開設者に対し、期限を定めて、文書により基準を遵守すべきことを勧告することができるほか、これに従わなかったときは、その旨を公表することができる。また、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該施設の開設者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令することができる。また、命令をした場合には、その旨を公示しなければならない。なお、勧告又は命令をした場合は、当該施設の開設者に対し期限内に文書によりとった措置について報告を求める。

8 介護老人保健施設又は介護医療院における指定基準違反等又は人格尊重義務違反の内容等が、法第104条第1項各号、法第114条の6第1項各号のいずれかに該当する場合においては、当該施設に係る許可の取り消し、又は期間を定めてその許可の全部若しくは一部の効力の停止（以下「許可の取消等」という。）をすることができる。

9 監査の結果については、文書により通知する。なお、第2項から前項に該当する場合はそれらの通知に代えることができる。また、第2項から前項に該当しない、改善を要すると認められた事項については、その旨を通知し期限を定めて報告を求めるものとする。

(聴聞等)

第9条 市長は、監査の結果、当該介護保険施設等が、命令又は指定の取消等若しくは許可の取消等の処分（以下「取消処分等」という。）に該当すると認められる場合は、監査後、取消処分等の予定者に対して、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項各号の規定に基づき聴聞又は弁明の機会を付与しなければならない。ただし、同条第2項各号のいずれかに該当するときは、これらの規定は、適用しない。

(経済上の措置)

第10条 市長が取消処分等（命令を除く。）を行った場合に、当該介護保険施設等が法第22条第3項に規定する偽りその他不正の行為により介護報酬の支払いを受けている場合には、その支払った額につきその返還させるべき額を不正利得とし、当該支払いに関係する保険者に対し、当該不正利得の徴収を行うよう要請する。

- 2 前項の不正利得については、原則として、法第22条第3項の規定により当該返還させるべき額に100分の40を乗じて得た額を併せて徴収するものとする。

(その他)

第11条 市長は、法第197条第2項の規定に基づき、監査及び行政措置の実施状況について、厚生労働省老健局総務課介護保険指導室に報告する。

附 則

この要綱は、平成18年9月11日から施行し、この要綱による改正後の高知市介護保険施設等監査要綱は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年6月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年1月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年5月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年11月22日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成30年6月1日から施行し、この要綱による改正後の高知市介護保険施設等監査要綱の規定は、平成30年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成30年4月1日前に行われた予防給付に係る介護予防サービス（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第11条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第5条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護又は同条第7項に規定する介護予防通所介護に限る。）の内容及び当該予防給付に係る費用の請求に関する監査については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和4年7月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年5月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年10月6日から施行する。